

住宅リフォーム事業費補助金

①事業の目的

市民の居住環境の向上と良好な住宅ストック形成の促進とともに、住宅関連産業の事業継続・雇用維持等を中心とした地域経済の活性化を図るため、市内の施工業者により住宅のリフォーム工事に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

②事業の概要

■補助の対象者 *下記のいずれにも該当すること

- ・市内に住所を有していること
- ・住宅を所有し、現に居住または同居していること
- ・申請者他の世帯全員が市税を滞納していないこと
- ・暴力団員等ではないこと
- ・これまでの緊急経済対策住宅リフォーム事業費補助金の補助金の交付を受けていないこと
- ・補助の交付決定後に工事着手し、工事代金の支払を完了した日から7日以内かつ、令和4年3月15日（火）までに事業完了実績報告ができること

■対象の住宅

- ・一戸建ての住宅または、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する兼用住宅で、現に居住し、賃貸の用に供しないまたは供する予定がない住宅であること

■補助金交付の対象の経費

- ・市に登録がある市内に本社を置く会社または個人事業者で行うリフォーム工事のうち、補助の対象経費（税抜き）が20万円以上のもの*交付決定前に、工事が完了または着手している場合は補助金の対象になりません。

■交付する補助金の額 **※これまでの補助金と変更点があります※**

(1)次に該当する場合は、補助の対象の経費（税抜き）の1/2以内で、**最大で30万円まで**（千円未満切捨て）

- 1)公共下水道に接続する者*ただし浄化槽の設置、公共下水道水洗化促進事業補助金の対象エリアを除く。
- 2)子育て（18歳以下の児童がいる）世帯に属する者
- 3)高齢者（65歳以上）世帯に属する者

(2)該当しない場合は、補助の対象の経費（税抜き）の1/2以内で、**最大で20万円まで**（千円未満切捨て）

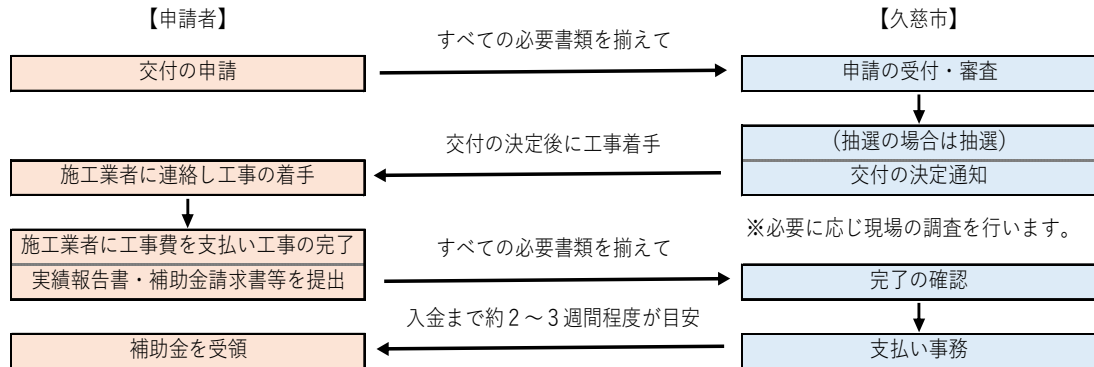
■事業の予算

- ・事業の予算3,000万円。
- *予算を超える場合は、第三者立会いの公正な抽選により補助金交付対象者を決定します。

■申請の受付の期間

- ・令和3年10月22日（金）から11月9日（火）までの平日、9時から17時まで

③事業の流れ



④交付の申請の書類 *すべての書類が整い受付が完了

- (1)補助金交付申請書（様式第1号）
- (2)見積書（複数の業者に分かれる場合には、ひとつの業者にまとめる必要があります）
- (3)工事前の写真（全景と近接）
- (4)工事場所が分かる見取図
- (5)工事内容が分かる平面図
- (6)世帯全員分の住民票（市民課窓口で取得できます）
- (7)世帯全員分の納税証明書（収納対策課窓口で取得できます）

裏面につづきます

(8)固定資産台帳の写し等による所有者のわかる書類（税務課窓口で取得できます）

⑤補助金の請求の書類

- (1)補助金交付請求書（様式第3号）
- (2)事業実績報告書（様式第4号）
- (3)工事前と対比できる工事後の写真（全景と近接が必要）
- (4)領収書の写し



⑥補助対象工事の例

※下記は一例であり、記載以外の工事についてはご相談ください。

工事内容		対象	備考
全般	既存住宅の増築、減築	△	50平方メートル以上の増築は不可
	住宅の新築・改築	×	
	離れの新築、増築、減築、改築、解体	×	
	物置・車庫・店舗等の工事	×	
	住宅に付属する塀の新設、改修	○	
屋根・外壁	屋根の塗装、葺き替え、補修	○	
	雪止め・雨樋の新設、改修	○	
	庇の新設、補修	○	
	外壁の塗装、張替え、補修	○	
内装等	壁・天井のクロス張替え、塗替え	○	
	畳の交換、表替え、裏返し	○	
	畳の新設	△	置くだけのタイプは不可
	床の張替え、床材の変更（畳からフローリング等）	○	
	造り付け収納・家具等の新設、補修	△	工事を伴うものは可
	手すりの新設、交換	△	他の補助金と重複する部分は不可
	段差の解消	○	
	部屋の間仕切壁の変更	○	
	床・壁・天井の断熱改修	○	
耐震補強工事	△	他の補助金と重複する部分は不可	
窓・建具	サッシ本体の新設、交換	○	
	内窓・網戸・雨戸の新設、交換	△	工事を伴うものは可
	ふすま紙・障子紙の交換	○	
	玄関ドアの交換、内部ドアの新設、交換	○	
	バルコニーの新設、修理、防水	○	
水回りの工事	システムキッチンの新設、交換	○	
	キッチンカウンターの新設	△	置くだけのタイプは不可
	便器の交換	△	工事を伴うものは可
	温水洗浄便座の設置	△	工事を伴うものは可
	汲み取りからの水洗化（下水道接続、浄化槽設置、漁業集落排水接続）	△	敷地内の工事が対象（他の補助金と重複する部分は不可）
	ユニットバスの新設、交換	○	
	ボイラー・エコキュート・給湯器の新設、交換	△	工事を伴うものは可
	洗面台の新設、交換	△	工事を伴うものは可
	防水パンの取付け	△	工事を伴うものは可
	換気扇の取付け	△	工事を伴うものは可
食洗器の取付け	△	システムキッチン一体型は可	
住宅と一体部分の工事	造り付け食器戸棚の新設	○	
	押入・床下物置の新設、補修、改造	○	
	玄関ポーチの改修、補修	△	住宅とつながっている部分であれば可
	ウッドデッキの新設、補修	△	住宅とつながり、工事を伴うものは可
電気設備・冷暖房	住宅と一体の物置、車庫のリフォーム	○	
	エアコンの新設、補修	△	工事を伴うものは可
	換気システムの新設、補修	△	工事を伴うものは可
	ガス・石油暖房器具の新設、交換	△	工事を伴うものは可
	照明器具等の新設、交換	△	天井工事を伴うものは可
	オール電化工事	○	
	太陽光発電の新設、補修	△	他の補助金と重複する部分は不可
	電気電化製品の購入、設置	×	
電気電化製品等の配管・配線	×		

⑦交付申請の窓口、問合せ

■交付申請様式

・市役所3階建設企画課窓口、久慈市のホームページで取得できます。

■交付申請・問合せ

・久慈市役所3階 建設企画課 Tel 52-2120（直通）

*郵送による申請も受け付けますが、11月9日（火）までにすべての書類が整わない場合は受理されませんので、余裕のある申請をお願いします。